

(事務連絡)

令和3年3月5日

介護サービス事業所 各位
居宅介護支援事業所 各位

大牟田市福祉課介護保険担当課長
吉澤 恵美

令和2年7月豪雨における利用者負担金免除期間の延長について (その2)

日頃より本市の介護保険行政の推進にご理解を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年7月豪雨により被災した被保険者の介護サービス利用者負担金は、市への免除申請により令和2年7月から令和3年3月サービス利用分を免除することとしていました。

今般、厚生労働省事務連絡 (令和3年2月19日付) 「令和2年7月豪雨により被災した被保険者の利用料及び保険料の減免措置に対する今後の財政支援の取扱いについて」により、利用者負担金の免除期間について、下記のとおりといたしますので、ご対応の程よろしくお願いいたします。

記

【免除期間】

令和3年6月サービス利用分まで延長する。

※すでに令和3年3月までの「介護保険 利用者負担金支払免除 承認証明書」を交付しているご利用者への、免除期間を延長した証明書の送付は、令和3年3月中旬を予定しています。

(留意事項)

新規利用者で被災した旨の申し出があった場合は、従前どおり居宅介護支援事業所と介護サービス事業所のそれぞれから、市へ別紙「被災利用者一覧」を提出していただくとともに、市の介護保険担当窓口へ免除申請の必要がある旨、ご利用者へ周知していただきますようお願いいたします。

【問い合わせ・提出先】

〒836-8666

大牟田市有明町2丁目3番地

大牟田市 保健福祉部 福祉課 介護保険担当

TEL 41-2683